

Ⅱ. Q&A（高圧ガス・質量販売購入者向）

※赤字は第3回のQ&Aの内容を修正した箇所です。

No.	分類	質 問	回 答
1	目的	事業の目的及び趣旨は何か？	高圧ガスや質量販売を利用している消費者に給付金支給を行うことで、LPガス価格高騰の負担軽減を図ることが目的です。
2	対象	給付金を受けるために手続きは必要か？	事務局へ申請が必要です。
3	対象	対象期間のひと月の考え方は？	タンクやボンベにLPガスを充填した時点で請求される場合は、毎月月初から月末までの期間（7月分の例：7/1～7/31の間）をひと月とします。ただし、メーターを介して購入している場合のひと月分の考え方はQ20をご参照ください。
4	対象	購入頻度は高くないが、対象期間の中で一度でもLPガスを購入していれば対象か？	対象期間の間に、ひと月でも購入実績があれば対象です。
5	対象	6月30日に購入したものを7月1日から使用したが、何月の実績と考えたらよいのか？	購入日を基準に考えるため、6月の実績になります。6月購入分は今回の給付金の対象外です。
6	対象	露店を開きガスボンベを利用している場合、事業所は県内にあり主な利用場所も県内だが、県外でも利用している場合、対象になるか？	事業所が県内にあり、かつ主な利用場所が県内であれば、対象になります。
7	対象	納入（購入）場所が県外であっても対象か？	事業所の住所が県内であり、かつ利用場所が主に県内であれば対象です。
8	対象	申請までに県外へ移転する場合は対象になるか？	申請時点において、県内に事業所がない場合は対象になりません。
9	対象	申請までに事業を廃業する場合は対象になるか？	申請時点において、県内に事業所がない場合は対象になりません。
10	対象	ブタンガスは対象になるか？	対象になります。
11	対象	自動車用（タクシー等）の燃料タンクは対象か？	対象外です。
12	対象	家庭用のカセットコンロは対象になるか？	対象外です。
13	対象	市役所や公民館等は支給の対象か？	「国・県・市町村」および「国・県・市町村から委託または補助等でLPガス料金が補填される施設の管理者」は対象になりません。ただし、施設の利用者がLPガス料金を全額負担している場合は対象になります。詳しくは、別紙「給付金事業における公的施設の取り扱い」を参照ください。
14	対象	高圧ガス保安法に該当する工業利用だが、メーターで使用量を管理されている。この給付金の対象か？それとも値引き事業の対象か？	本給付金の対象です。値引き事業や大量消費者への補助事業の対象ではありません。
15	申請	kg単位でガスを購入しているため、m単位の実績がわからない。	プロパンガスは1kg⇒0.482m、ブタンガスは1kg⇒0.355mに換算（小数点第二位を切捨て）し、申請いただきます。事務局HPから「（様式第1号別紙1）換算表（プロパンガス用）」又は「（様式第1号別紙2）換算表（ブタンガス用）」をダウンロードいただき、記入したものを申請書に添付して提出してください。
16	申請	請求書等に納入日が明記されていないため、何月分の実績かわからない。	申請には購入日を確認できる書類が必要です。ご契約のLPガス販売店又はLPガス販売業者等（以下「LPガス販売店等」といいます。）へご相談ください。
17	その他	請求書や領収書等を紛失した場合は再発行できるか？	ご契約されているLPガス販売店等へご相談ください。
18	対象	事業所の事務所はメーターにより管理されたLPガスを給湯等に使用していて、工場はタンクで供給を受けLPガスを使用している場合、値引きや給付金はどうなるか？	事務所で使用するLPガスは値引きの対象になります。また対象期間（令和7年7月から令和7年9月）の間の合計使用量がメーター単位で75m超の使用があれば大量消費者向け給付金の対象にもなります。工場で使用するLPガスは本給付金の対象です。自身がどの給付金の対象か不明な場合は、契約のLPガス販売店等へご確認ください。
19	対象	高圧ガス・質量販売の給付金は、個人も対象か？	法人に限らず個人も対象です。

No.	分類	質 問	回 答
20	対象	高圧ガス保安法の対象だがメーターを介して計測している場合、「●月分の使用料」はどの期間で区切って考えたらよいのか？	販売店が発行する検針票、請求書、領収書等に記載されている使用期間をご確認ください、例えば毎月16日検針の場合、「6/17～7/16」または「7/17～8/16」のいずれかを7月検針分として決めていただきます。 ※7月検針分は、7月使用分を1日以上含んでいるものから決めていただきます。 ※使用期間についてご不明な場合は、契約のL Pガス販売店等へお問い合わせください。
21	対象	L Pガス購入後に未使用分について返品をし、その後L Pガス販売店等から返金を受けた場合、どのように給付金を申請するか？	購入後の未使用分を返品して、L Pガス販売店等から返金を受ける場合は、購入量から返品分を差し引いた使用量部分が給付金の対象となりますのでご注意ください。なお給付金支給後、未使用分に関して返金を受けた場合は、給付金返還の対象となります。
22	申請	質量販売で、同月内に複数回kg単位の購入をしている場合、換算表はどう記入するか？	購入時ごとの購入量を換算表に記入し、m単位の購入量を算出してください。
23	申請	高圧ガス保安法の対象で ①②を併せてL Pガスを利用している場合、給付金の申請はどうしたらよいのか？ ①タンク（kg単位）を購入 ②メーターを介して使用量を計測	対象期間の各月において、①は暦月（毎月1日～30日）の購入量合計、②は毎月の検針における使用量をもとに、合算して申請してください。 （例）7月にプロパンガスのタンクを2回購入（52.3kg…換算後25.2m、18.5kg…換算後8.9m）し、メーターを介して62.8m利用している場合⇒7月分として「96.9m」を申請
24	申請	質量販売の領収書や納品書にガスの購入量（容量）が書かれていない場合、どうしたらいいか？	購入量が書かれていない場合、証拠書類にできません。L Pガス販売店等に相談し、証明書に購入量を記載されることで証拠書類にできます。
25	その他	給付金は、法人税や所得税の課税対象か。	本給付金は、通常の補助金・給付金と同様に、課税されることが考えられますが、課税対象となるかどうかについては、お近くの税務署や税理士にご確認ください。
26	その他	給付金は、消費税の課税対象か。	給付金は、消費税の課税対象ではなく、消費税を含みません。